

## 現役分団長に聞く② 小鹿野町消防団の「ここがスゴイ!」

- 各分団や支団での団結力だったり、有事の際の統率力が半端ない!
- 埼玉県消防操法大会3連覇(小型ポンプの部)
- 有事の際の迅速な参集力。町を守る精神がすごい。
- 消防用資機材に関する知識力がある。
- 火災時の出動の速さや連携の取り方など、日頃から定期的に訓練をしている。
- 年齢・職場・立場が違っていても、仲間として付き合っていること。
- 人口比率からの団員数の多さ。
- 女性消防団員も活躍できる組織である。



◀救助資機材訓練



▼新入団員研修②

## 11月1日は「埼玉県女性消防団員の日」です

平成元年11月1日、埼玉県で初めて女性消防団員が採用されました。これにより、平成27年度に開催された「埼玉県女性消防団員大会」において、11月1日を「埼玉県女性消防団員の日」とし、県、市町村、消防団が一体となったPR活動を展開することが宣言されました。

現在、小鹿野町消防団では、14人の女性消防団員(特別分団女性部所属11人、支団分団所属3人)が活動しています。今後も女性消防団員の活動をPRし、女性消防団員の増加、また消防団全体の充実、地域防災力の向上に繋げてまいります。



### 特別分団女性部奮闘記

- ①特別点検参加
- ②③防災訓練で非常食の試食対応、防災グッズを使用した啓発活動
- ④秩父はんじょう博で消防団のPR活動
- ⑤⑥出初式、式後に先導車に乗車して火災予防のアナウンス

## 資料

### ■市町別火災発生件数(平成30年)

市町別	建物						合計	
	全焼	半焼	部分焼	ぼや	林野	車両		
小鹿野町	0	1	0	1	0	1	2	5
秩父市	4	1	2	13	1	4	3	28
横瀬町	0	0	0	0	0	0	1	1
皆野町	2	0	0	1	0	0	2	5
長瀨町	2	0	0	0	0	0	0	2
合計	8	2	2	15	1	5	8	41

### ■出火原因別火災発生件数(平成30年)

放火	11	こんろ	2
ストーブ	3	放火の疑い	1
たばこ	2	溶接機・切断機	1
電灯・電話等の配線	2	排気管	1
たき火	2	その他	10
火入れ	2	不明	4
合計			41

出典:秩父消防本部「平成30年火災・救急・救助統計」より

## 現役分団長に聞く③ 特別点検への「意気込み」

- 消防操法では、総指揮者として出場隊を統率し、操法を成功させたい。
- 事故や怪我をせず、規律正しい動き、姿勢で点検に挑みたい。
- 点検を見た子どもたちが「かっこいい」「自分も大きくなったら消防団に入りたい」と思うような点検にしたい。
- 緊張感を持ちつつも、固くならず自然と身体が動くよう訓練して点検に臨みたい。
- 訓練で技術や絆を深め、点検では感謝の気持ちを込めて綺麗な水を打ちたい。
- 団員一丸となり訓練に励み、地域の皆さんに訓練の成果を優秀な形でお見せする。



## 小鹿野町消防団特別点検

町長が点検者となり消防団員の職務遂行に必要な規律や機械器具の取り扱いについて点検を行います。消防活動に万全を期するとともに消防団員自身の意識向上を図ります。

日時●11月10日(日)8:00～

場所●小鹿野中学校校庭

内容●部隊点検、機械器具点検、ポンプ操法、分列行進、表彰式・講評

※伊豆沢河原での放水点検は、諸事情により実施しません。

※今回、アンケートにご協力いただきました分団長の皆様、大変ありがとうございました



あなたの力を消防団に

## 消防団員募集!!

消防団では一緒に活動していただける団員を募集しています。町内に在住・在勤する18歳以上の人なら誰でも入団できます。

※性別や職業は問いません。

申込み●小鹿野庁舎・総務課

☎75-1221

## 秋季全国火災予防運動11月9日(土)～15日(金) 火災予防にご協力ください

### 2019年度全国統一防火標語

『ひとつずつ いいね!で確認 火の用心』

この防火標語は、火災予防思想をより広く普及させることを目的に、全国17,461点の応募の中から選ばれました。この防火標語を合言葉に、家庭や職場での火災予防に努めましょう。

### 住宅防火『いのちを守る7つのポイント』 —3つの習慣・4つの対策—

#### 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災巾を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

出典:消防庁「令和元年秋季全国火災予防運動実施要綱」より

### ごみの野外焼却は禁止されています

ごみの野外焼却は、法律で一部例外を除き禁止されています。焼却内容によっては、懲役や罰金が科せられる場合があります。

また、これからの季節は、乾燥する気候が続き、火災の発生原因にもなります。できる限り野外焼却は控え、農作物廃棄物や剪定枝、除草後の草などはむやみに焼却せず、堆肥等として農地還元するなど廃棄物の減量化と再利用に努めましょう。

問合せ●小鹿野庁舎・住民生活課☎75-4170



### ご声援をよろしくお願いします

秩父消防本部(署)では、秋の火災予防運動期間中の11月12日(火)に秩父都市内を駅伝方式による火災予防広報を実施します。

※雨天・大規模災害により中止する場合があります。

※コース・応援ポイント等の詳細については、秩父消防本部ホームページをご覧ください。

問合せ●秩父消防本部予防課☎21-0121

